

第24回 留置権と先取特権（その1）

2010/01/22

松岡 久和

【留置権】（377-386, E208-214）

Case24-01 Xの所有する建設機械甲が何者かに盗まれたが、その6か月後、Xは、建築業者Yが占有・使用しているのを発見した。Yは、盗品とは知らず、廃業する同業者から3か月ほど前に甲を時価相当額の300万円で購入し、のべ2か月程度使用した（レンタル料金なら月額50万円相当かかる）が、故障したので15万円をかけて修理し、30万円を使って機能を追加していた。XはYから甲の返還を請求できるか。請求できるとして、Yの側からは何か主張ができないか。

Case24-02 YがAに譲渡担保に供した土地甲をAがXに売却し、移転登記をした。次の場合、Xの明渡請求に対しYは留置権を主張できるか。

- ① Aの処分が弁済期より前の場合
- ② Aの処分が弁済期到来後の場合
- ③ YがXの所有権取得後に甲の舗装を行った場合

1 留置権の意義と機能

- ・留置権の定義：他人の物の返還拒絶権（295条）
- ・留置権の特殊性：優先弁済権なし（物上代位もない）。対第三者効ゆえ物権
- ・留置権の根拠：公平の実現＋取引の迅速化・活発化（道垣内；商事留置権も考慮）

2 留置権の成立要件

以下の①②は留置権主張者は該当する事実を、③④は相手方が反対事実を立証する責任を負う

①他人の物の占有；債務者の所有物に限らず、不動産でもよい（登記不要）

②目的物と被担保債権との**牽連性**

※商事留置権では牽連性は不要（商521条←継続的取引のある商人間の包括担保という中世の慣行）

(a) 被担保債権が物自体から発生した場合

例 占有者の費用償還債権、物の瑕疵による損害賠償債権

(b) 被担保債権が物の返還ないし引渡債権と同一の法律関係または事実関係から発生した場合

例 売買・修理・保管・運送などの契約上の履行請求、売買契約の無効・取消・解除による原状回復関係、仮登記担保の実行による清算金債権と引渡し、傘の取り違えによる相互の原状回復(?)

※牽連性の基準には混乱があり、効力の範囲の問題（後述）とする見解（道垣内）に賛成

③弁済期にある被担保債権の存在

- ・ **Case24-01**で有益費の期限の猶予（196条2項ただし書）⇒その限度で留置権不成立
- ・ 敷金返還債権を理由とする留置権は不成立（最判昭49・9・2民28-6-1152）

④占有が不法行為によって始まったものでないこと（295条2項←被害者保護・公平）

★占有開始時の占有権原が（契約の解除等により）事後的に失われた場合はどうか？

- 判例** 類推適用に積極的←返還請求権を困難にする口実を与えない
- 例** 契約解除後に賃借人・買主などの費用支出（百80）、農地買収処分は無効を知った後に善意・有過失で行った費用投下（最判昭51・6・17民30-6-616）でいずれも留置権を否定。
- 学説** 不信行為限定説
悪意占有者限定類推説
違法性考慮説
- 考慮ポイント：
①196条2項・299条2項などとの整合性
②代担保提供による対抗策の存在

3 留置権の効力

(1) 留置的効力（295条1項本文）

(a) 事実上の優先弁済権

- ・動産留置権者は他の債権者の差押えを拒める（民執124条）
- ・不動産留置権は引受主義（民執59条4項）→被担保債権弁済までは留置継続

(b) 留置できる物の範囲

- ・従物や付合物に及び（87・242条）、債権が物の一部の保存・改良による場合にも、その物全体が留置できる（不可分性、296条）

判例 ×造作買取請求権に基づく建物全体の留置（最判昭29・1・14民8-1-16）

○建物買取請求権に基づく敷地の留置（大判昭18・2・18民22-91）

- ・問題の核心：具体的場面で留置権を肯定することが当該被担保債権の弁済を促す手段として適切・妥当かという価値判断。牽連性の有無は仮象問題

(c) 留置の態様

- ・使用権限なし→使用・賃貸・担保提供等には債務者の承諾が必要（298条2項）
- ・保存に必要な範囲での使用は承諾なくして可能

例 ○借家の居住継続（大判昭10・5・13民14-876）、×借地上の建物のあらたな賃貸、船舶の遠距離航行（最判昭30・3・4民9-3-229）

- ・善管注意義務（298条1項）
- ・費用償還請求権（必要費・有益費に分かれる処理：299条）

(d) 抗弁権的行使の効果

- ・引換給付判決（請求一部認容：最判昭33・3・13民12-3-524）←→質権の場合は単純棄却
- ・被担保債権に対する時効中断効なし（147・300条）

⇒催告の継続や抗弁権の永久性の理論で苛酷な結果を回避

(e) 留置権の対抗力

- ・いったん成立した留置権は目的物が第三者に譲渡されても対抗可能（百79・通説）
- ・留置権成立の時点で目的物が第三者の所有物になっている場合には、留置権は債務者との関係では成立するが、第三者には原則として対抗不可（道垣内）
←留置権の対抗は、対抗要件を先に備えた者や真の所有権者を保護するという別の原理と矛盾。牽連性基準は制度間の衝突・調整という実質的判断を隠蔽

(2) 果実收取による優先弁済権（297条）－簡易清算

- ・本来は不当利得として返還すべき果実を弁済に充て簡易に清算することを認める。

(3) 形式競売権（民執195条）：保管・管理の回避の競売・換価処分、事実上の優先弁済

4 留置権の消滅

(1) 義務違反を理由とする消滅請求（298条3項）

(2) 代担保の提供による消滅請求（301条）

※留置権者が任意に承諾しない場合に議論有

(3) 占有の喪失

- ・占有回収の訴え（200条→203条ただし書）のみ；物権的請求権なし
- ・目的物を無断で賃貸・担保提供でも間接占有有→消滅請求の問題

(4) 目的物所有者の倒産

- ・破産では優先弁済権のない留置権は消滅（破66条3項）
←→商事留置権は特別先取特権（同条1項・2項。ただし消滅請求の対象：破186条・192条）
- ・会社更生・民事再生では民事留置権は存続←→商事留置権は更生担保権（会更2条10項、消滅請求は会更29条・104条）、別除権（民再53条。消滅請求は民再148条）

5 留置権と同時履行の抗弁権の関係

留置権	同時履行の抗弁権
物についてのみ成立	サービス給付などにも成立
契約関係を必要としない	双務契約上の主たる給付間にも成立
第三者に対抗できる	第三者に対抗できない（契約の相対効） もつとも抗弁権の接続は例外
競売申立等攻撃的内容もある	もっぱら抗弁権（防衛）的行使のみ

・判例（最判昭58・3・31民37-2-152）・通説：単純競合説；根強い反対説が有→体系問題

【先取特権（その1：成立と要件まで）】（387-392, E215-218）

Questions ①先取特権とはどういう権利で、なぜ認められるのか。
②公示を欠く先取特権が優先弁済を受けることはどう評価されているか。

1 先取特権の意義と機能

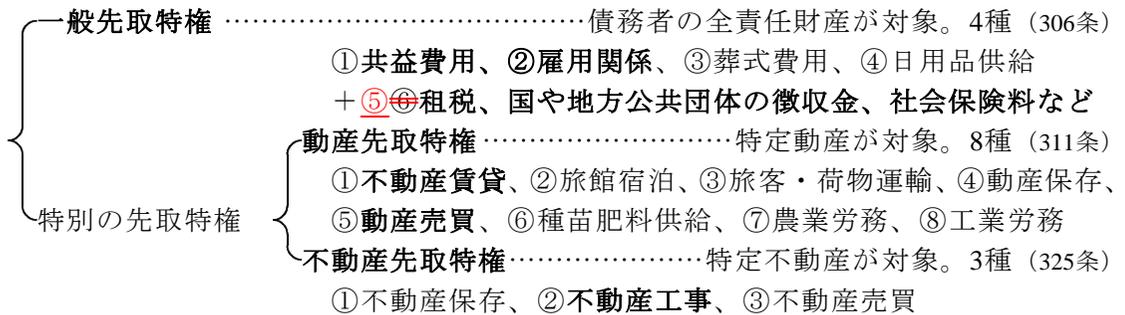
- ・意義：優先弁済権付与による一定の債権の強化（303条）
- ・特徴：①非占有担保、②目的物との関連性や公示は必ずしも必要でない
一般債権者の利益を害するとの批判←→特別法による多種多様な先取特権
- ・根拠：多様な政策的配慮
 - 例 ①公平の確保：共益費用の先取特権（306条1号・307条）
 - ②弱小債権者への社会政策的配慮：雇傭関係の先取特権（306条2号・308条）
 - ③債務者に必要な給付を行う契約の促進：葬儀費用の先取特権（306条3号・309条）
なお特定産業振興も：種苗肥料供給の先取特権（311条6号・322条）
 - ④黙示の担保意思：不動産賃貸の先取特権（311条1号・312条-315条）
 - ⑤公益的収入の確保：租税債権、国等の徴収金債権、社会保険料債権（税徴8条以下、地稅14条以下、自治231条の3③2文、健保182条など）

※社会へのいわばエンタリー料という性格もある

- ⑥担保設定手続の省略⇒金融の円滑化・出資の促進：一定法人等の社債等
- ・戦後の法令整備期から高度成長期にかけての立法が多く、経済政策の動向との関係が深い。⑤⑥を主たる理由とする特別立法が多い

【参考文献】 松岡久和「特別法上の物権」遠藤浩ほか監修『民法財産法注解(2)物権』(青林書院、1997年) 61頁以下

2 先取特権の種類と要件 (一部についてのみ)



(1) 不動産賃貸の先取特権

- ・発生時期限定 (2ないし3期分。315条)、敷金でカバーされない部分のみ (316条)
- ・賃借人が賃借建物に持ち込んだ金銭・有価証券・宝石類・商品にも及ぶ
 - 判例 大判大3・7・4民20-587、大判昭18・3・6民23-147
 - 学説 従物や常備家具程度に限るべきとの見解強
- ・目的物の範囲の拡大
 - ① 賃借権の譲受人・転借人の動産、譲渡代金・転貸料債権にも拡大 (314条。後者は物上代位の一種)
 - ② 債務者以外の所有物へも善意取得の準用で成立可能 (319条)

(2) 動産売買の先取特権 (321条；2004年改正による条数繰上げ)

- ・売主に先履行義務がある場合に有用←留置権・同時履行の抗弁権がない
- ★建物新築請負工事で下請負人Xは、請負人Aの指示で注文者Yの建物に直接備え付けたシステムキッチンについて、Aに対する債権に基づいて、AのYに対する請負代金債権の上に動産売買先取特権を行使できるか (百81：請負代金債権が転売代金債権と同視できる限りで肯定)

(3) 不動産先取特権

- ・共同申請登記が不可欠 (成立要件説が有力) ⇒注文者の協力が得にくい → 利用
- ・時期の限定が厳しい⇒工事の変更に対応困難 → 低調